

防衛省・自衛隊のみなさまへ

防衛省共済組合

防衛省職員

新医療保障保険（団体型）・3大疾病保障保険（団体型）

あわせ持ちがおすすめ！！

団体医療保険

（3大疾病オプション）

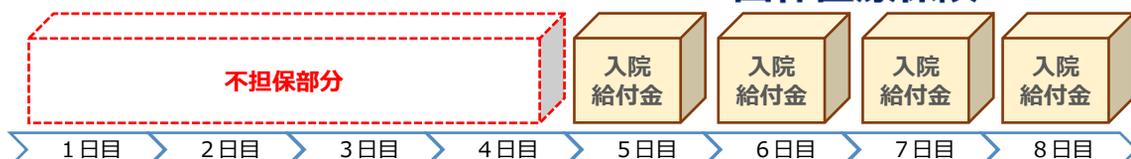


入院総合保険



イメージ

※入院給付金の大きさはイメージです。



団体医療保険のおかげで、団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で保障を準備できているけど、短期入院にも備えられるよう、不担保部分を補える保障もほしいな…

不担保部分を補うために個人保険で“一時金”を準備しましょう！



所定の入院をされた場合、**日帰り入院***1から**入院給付金を一時金方式**で受取れます！

長期入院の場合には、**入院初日に加え、入院日数が30日、60日、90日の各日数に達するごとに一時金**を受取れるので安心です！
*2

所定の入院をされた場合、**5日以上**の継続した入院で**5日目から入院給付金を日額方式**で受取れます*3！

団体医療保険

入院給付金日額6,000円の場合



- *1 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料等を参考にして判断します。例えば、外来で病院のベッドを使用して透析・点滴・手術をおこなった場合や、単なる休養等が目的の場合は日帰り入院とはみなされません。
 - *2 入院1日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日翌日から60日以内に再入院した場合、その入院原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算します。そのため、再入院時は入院給付金をお支払いできないことがあります。
 - *3 入院給付金の支払事由に該当する5日以上継続した入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院についてはあらたな入院とみなします。
- （注）「医学上重要な関係」とは、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとそれの転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。

共済組合制度を上手に活用されていますか？

今後の情報提供・ご提案の参考とさせていただきますので、アンケートにご協力をお願いいたします。

加入している保障 / 4つのリスクの優先順位を確認してみましょう！

「防衛省職員団体保険」と「個人保険」で備えている保障に○をつけてください。また、ご加入の保険会社、気になるリスクの順位もご記入ください。

4つのリスク	保障	防衛省職員 団体保険※	個人保険 (<input type="checkbox"/> 生命)	優先順位
死亡のリスク	死亡	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	位
重い病気や 介護のリスク	3大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	位
	生活習慣病	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	身体障がい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
医療のリスク	介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	位
	入院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 日額方式 <input type="checkbox"/> 一時金方式	
老後等、将来の資金が 必要になるリスク	就業不能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	位
	年金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ 記載の内容は、日本生命が事務幹事会社をしている団体保険制度を記載したものです。
共済組合制度の他の保険制度については、共済組合ホームページをご確認ください。

～ 共済組合制度を上手に活用して、効率的に保障を準備する方法をご案内します ～

フリガナ	性別	ご連絡先	所属
お名前 (生年月日)	男性・女性	携帯 - - 内線	
(S・H・R 西暦 年 月 日)			

日本生命（以下、当社）は、ご提供いただきましたお客様の個人情報を、次の①～③のとおり利用します。詳細については、当社ホームページの「個人情報保護方針」をご覧ください。①「当社からの、各種商品・サービス（関連会社・提携会社のものを含む）のご案内・提供」および「当社の業務に関する情報提供・運営管理」に必要な範囲で利用します。なお、ご案内したメール・ウェブサイトやアプリの閲覧履歴等、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。②関連会社・提携会社である他の保険会社（以下、同社）の代理店として取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と共同利用することがあります。③取扱職員が同社と直接代理店契約を結んだ損害保険代理店である場合、取扱職員が取扱う保険商品の提案に必要な範囲で、同社と当該職員と共同で利用します。

<当資料をご覧いただく際のご留意点>

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり- 定款・約款」「防衛省職員団体医療保険(3大疾病オプション)パンフレット」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などをご希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

団体医療保険について

● 防衛省共済組合を契約者、その組合員のうち希望される方を被保険者とし、保険期間中の被保険者の病気による入院・手術・通院、および所定の3大疾病・死亡を保障する団体保険です。● 不慮の事故を直接の原因とした入院給付金、手術給付金、通院給付金は、災害不担保特約によりお支払いしません。● 被保険者の精神病的障がい、アルコール依存および薬物依存等の精神障がいによる入院給付金、通院給付金は、精神障害不担保特約によりお支払いしません。※詳細は防衛省職員団体医療保険（3大疾病オプション）パンフレットをご覧ください。

入院総合保険について

● 日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料等を参考にして判断します。● 責任開始日から14日以内に発病した所定の感染症はお支払対象となりません。対象の感染症(「14日不担保対象感染症」)は当社ホームページをご参照ください。● 骨髄幹細胞の採取のための入院・外来手術は、責任開始日から1年経過後の入院・外来手術についてお支払いします。● 所定の入院であっても、免責事由に該当する入院または不担保期間に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因とする入院の日数は入院日数の算定対象には含みません。● 入院給付金の支払限度は100回です。● 外来手術給付金の支払限度は30回です。● 先進医療給付金の支払限度は、その支払金額を通算して2,000万円となります。● 入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のいずれも支払限度に達したときは、入院総合保険は消滅します。● 入院1日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日翌日から60日以内に再入院した場合、その入院原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算します。そのため、再入院時は入院給付金をお支払いできないことがあります。

<当資料に記載の保険商品における「先進医療」について> ※支払対象となる先進医療は、療養・手術等を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限りです。※厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。療養・手術等を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。



日本生命保険相互会社
特別職域業務室

日本-医-2024-707-8040-B(2025.1.24)
日本-団-2024-707-8041-B(2025.1.24)
(登)日本24-6314,25/1/25,特別職域業務室